

## IVまん延防止に関するマニュアル

## 目次

### 第1章 始めに

### 第2章 まん延防止対策の目的と実施内容

- 1 患者対策
- 2 濃厚接触者対策
- 3 個人対策並びに地域対策及び職場対策

### 第3章 各段階におけるまん延防止対策

- 1 県内発生早期
- 2 県内感染期

### 第4章 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等

- 1 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等の概要
- 2 「外出自粛等の要請」及び「施設の使用制限等の要請等」の期間及び区域の考え方
- 3 施設の使用制限等の要請の運用

## まん延防止に関するマニュアル 概要

## 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限に止め、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

## 2 各段階の対応

県内発生早期	<p>感染拡大を抑制し、その後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節性インフルエンザなどと同様の、公私の団体・個人に協力を求める対策</li> <li>・ 感染症法に基づく入院措置等の患者対策や濃厚接触者対策</li> </ul>
県内感染期	<p>対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減へ切り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、通常の季節性インフルエンザ対策として実施されている対策の強化</li> <li>・ 増加する患者に対する抗インフルエンザウイルス薬による治療を優先</li> </ul>

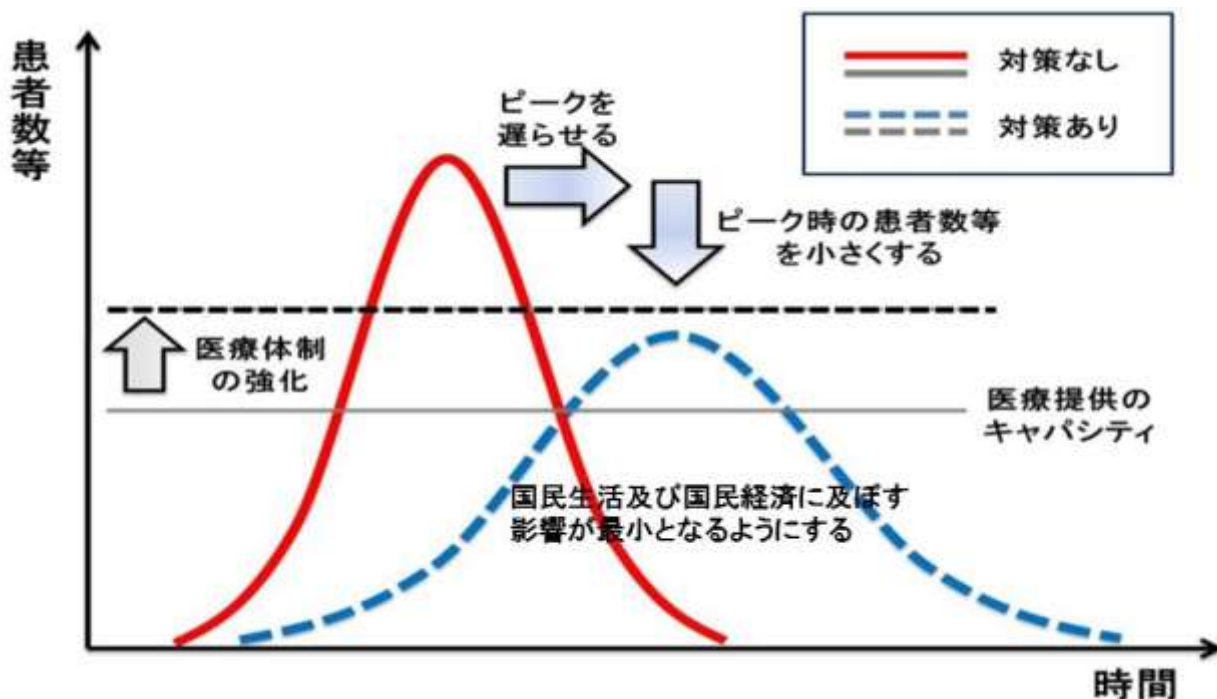
## 緊急事態宣言がされている場合

- ・ 不要不急の外出の自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等
- ・ 事業者への時差出勤の要請など公共交通機関における対応

## 第1章 始めに

新型インフルエンザ等の感染拡大を止めることは困難であるが、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と並んで、その流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するための、まん延防止対策を講じることが重要である。なお、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生的観点から実施するまん延防止対策は特に重要な施策である。

<対策の概念図>



本マニュアルは、県内での患者の発生増加が大きな課題となる県行動計画中の県内発生早期及び県内感染期におけるまん延防止対策を示す。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。

## 第2章 まん延防止対策の概要

公衆衛生学上、感染成立の三要素は、「宿主」（人の感受性）、「病原体」（ウイルスや細菌の特性）及び「感染経路」（ウイルスや細菌が体内に入る方法（飛沫、接触、経口感染など））であるが、まん延を防止するための現実的方策としては、「感染経路」に介入すること、すなわち、人と人との接触をできる限り抑制することが重要である。

県対策本部は、政府対策本部が設置された場合に特措法に基づき設置され、政府が示す基本的対処方針、政府ガイドライン、県行動計画等に従い、まん延防止対策を地域の状況に応じ機動的かつ柔軟に進めると同時に、サーベイランスにより得られる患者数等の情報、積極的疫学調査の結果、対策の実施状況等に基づき、まん延防止対策の効果を検証し、その結果を踏まえ、対策の在り方を検討する。

なお、感染が拡大してくると社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりには対策を実行できないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。事態によっては、地域の実情等に応じて、県が政府対策本部と協議の上、医療現場の実態に即して柔軟に対策を講じるよう留意する。

まん延防止対策は、大きく次の3つに区分される。

## 1 患者対策

- (1) 新型インフルエンザ等の患者に対する感染対策（以下「患者対策」という。）の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な患者対策は、感染症法の規定に基づく入院措置、汚染された場所の消毒などにより行う場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行う場合がある。
- (2) このため、県及び保健所設置市である金沢市（以下「県等」という。）は、医療機関での診察、保健環境センターによる検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制を準備するとともに、円滑に医療機関等に搬送できる体制を整備する。  
（「医療体制に関するマニュアル」参照）

## 2 濃厚接触者対策

- (1) 新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中は、県等は、必要に応じ、濃厚接触者に感染対策（以下「濃厚接触者対策」という。）を実施する。濃厚接触者対策は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施される場合と、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施する場合がある。なお、状況に応じ、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施する場合もある。
- (2) 県等は、国と協力し、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行う。  
（「抗インフルエンザウイルス薬に関するマニュアル」参照）

## 3 個人対策並びに地域対策及び職場対策

- (1) 特に患者数が大幅に増加することにより感染症法に基づく患者対策及び濃厚接触者対策を実施することができなくなる段階においては、人と人との接触の機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者、無症状病原体保有者と接触する機会をできる

限り減らす対策が必要となる。

#### ア 個人対策

県は国が決定する基本的対処方針を受け、個人対策の実施について県民の理解が得られるよう、県民に対し、必要な情報提供を行う。

県及び市町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

#### イ 地域対策

(ア) 患者、無症状病原体保有者と多くの未感染者が接触する機会をできる限り減らすことにより、新たな患者の急激な増加をできる限り抑制させる（以下「地域対策」という）。県は、国が決定する基本的対処方針を受け、地域対策の実施について県民の理解が得られるよう、県民に対し、必要な情報提供を行う。

(イ) 国及び県は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。

(ウ) 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に従い、必要に応じ、不要不急の外出の自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。

#### ウ 職場対策

職場は、状況によっては、長時間特定多数の方が緊密に接する場であり、学校などと同様に、感染拡大の拠点となる可能性がある。そのために、企業等では、職場に出勤しなければならない職員を減らす体制をとりながら必要とされる企業活動を可能な限り継続する方策をとる。また、不特定多数の顧客が訪問するような施設では、顧客への感染対策への協力の呼びかけなどを行う。（以下「職場対策」という。）。

（詳細は、政府ガイドライン「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」参照）

(2) 県等は、地域対策の実施に当たり、健康福祉部や危機管理部局だけでなく、他の様々な部局（教育委員会を含む。）等が協力して対応する。また、保健所を設置しない市町の協力も得て対応する。

(3) 職場対策の実施に当たり、企業等においては、労働者（労働組合）や取引先等が協力して対応する必要がある。

## 第3章 各段階におけるまん延防止対策

### 1 県内発生早期

県内発生早期においては、患者数が少ない段階で感染拡大を抑制し、その後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させるため、以下の対策を実施する。

- ・季節性インフルエンザなどと同様の、公私の団体・個人に協力を求める対策
  - ・感染症法に基づく入院措置等の患者対策や濃厚接触者対策
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、状況に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行う。

### (1) 患者対策

#### (患者の入院)

患者数が少なく、全ての新型インフルエンザ等の患者の感染経路を疫学調査で把握できる場合には、全ての患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者を含む。以下同じ。）について感染症法第 19 条又は第 46 条の規定に基づく入院措置を行う。患者は感染症指定医療機関等において、適切な治療を受ける。

### (2) 濃厚接触者対策

ア 県等は、患者に対し、感染症法第 15 条に規定する積極的疫学調査を実施することにより、当該患者の濃厚接触者を特定する。

イ 県等は、濃厚接触者に対し、感染症法第 44 条の 3 又は第 50 条の 2 の規定に基づき、外出自粛の要請等の感染を防止するための協力を要請する。また、新型インフルエンザの場合、発症を予防するために、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与（※）を行う。

なお、患者が学校などに通っていた場合には、集団感染のおそれがあることから、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の実施についても検討する（(3)を参照）。

（※詳細は「抗インフルエンザウイルス薬に関するマニュアル」参照）

ウ 県等は、感染症法に基づく入院措置等を中止した後、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び濃厚接触者に対して自宅待機を求めることを検討する。

（〈患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安〉を参照）

#### 〈患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安〉

##### (ア) 患者の自宅待機期間の目安

a 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時の患者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。

- ・患者の自宅待機期間の目安は、「発症した日の翌日から 7 日を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。

b 患者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が当初の目安を修正して示す。

- ・自宅待機期間は、対策の効果と社会経済への影響のバランスを考慮し、多くの患者の感染力が消失するまでの期間を目安とする。ただし、病原性が高いと想定される場合にはより慎重に設定する。

- ・医学的ハイリスク者に接する可能性がある者の自宅待機期間については、さらに慎重に設定する。

(4) 濃厚接触者の自宅待機期間の目安

a 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に、患者の同居者等の濃厚接触者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。

- ・自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」とする。

b 濃厚接触者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後で得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が目安を修正して示す。

- ・患者数が増大するにつれて、濃厚接触者の自宅待機を厳格に求めることは国民生活及び国民経済の安定の確保に悪影響を及ぼす度合いが高まることから、状況に応じ、自宅待機の期間を緩和する。

(3) 個人対策並びに地域対策及び職場対策

ア 県は、通常、季節性インフルエンザ対策として実施されている以下のような個人対策並びに地域対策及び職場対策を、より強化して実施する。

(ア) 県民、事業者に対し、発生した新型インフルエンザ等の病原体分析の結果、リスク評価、症例分析結果など、県民等が必要性を十分理解した上で適切な行動をとり得るよう、適時適切な情報の提供を行う。

県民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策等を勧奨する。

(イ) 事業所には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、職場における健康管理を徹底し、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染対策の徹底を要請する。

(ウ) ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施する（例えば欠席率10パーセント程度で実施する、期間を1週間程度にする等）よう、学校の設置者に要請する。

(エ) 学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、管理者に要請する。

(オ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

イ 県は、新型インフルエンザ等の病原性が季節性インフルエンザと同程度であることが判明した場合等、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要性がないことが明らかになった場合には、特別の対策を速やかに停止する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県内において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・不要不急の外出の自粛等の要請、施設の使用制限等の要請等



・事業者への時差出勤の要請など公共交通機関における対応

(7) 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等

県内において、新型インフルエンザ等緊急事態となった場合、国の基本的対処方針に基づき知事は、県内での感染拡大をできる限り抑制し、県内の患者の増加を遅らせ、医療提供能力を越えないようにすることを目的に、特措法第45条に基づき、不要不急の外出の自粛等の要請、施設の種類に応じた使用制限の要請等を行う。

(詳細は第4章を参照)

(i) 公共交通機関における対応

公共交通機関については、国民生活及び国民経済の安定を図る観点から特措法第45条の施設制限対象とはされていないが、適切な運送を図る観点から、国、県、市町及び事業者は、当該感染症の症状のある者が乗車しないことや、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用、不要不急の利用の抑制の呼びかけなどを行う。

※新型インフルエンザ等緊急事態におけるさらなる方策の可能性については、国土交通省を中心に、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で検討される。

## 2 県内感染期

感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることとなるが、患者数の増加に伴い県内における医療体制の負荷が過大となった場合には、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性が見込まれるため、県内感染期においてもまん延防止対策を行う。

### (1) 患者対策

り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。(なお、県内感染期においては、個人対策のうち、感染症法及び検疫法に基づく隔離、停留、健康観察・健康監視、入院措置、接触者への外出自粛の要請等は、感染症対策及び法的措置としての合理性が失われることから実施しない。また、予防投与も原則実施しない。)

### (2) 濃厚接触者対策

ア この時期は、増加する患者に対する抗インフルエンザウイルス薬による治療を優先する。県等は、患者の同居者を除く濃厚接触者に対する予防投与は実施しない。患者の同居者の感染予防を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、厚生労働省が、それまでに実施された予防投与の効果を評価した上で、継続するかどうかを決定する。

イ 県等は、厚生労働省から示された日数を目安に、必要に応じて、患者及び患者の同居者に対して自宅待機を求めることを検討する。

(＜患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安＞を参照)

### (3) 個人対策並びに地域対策及び職場対策

ア 引き続き、国及び県は、通常、季節性インフルエンザ対策として実施されている対

策を、より強化して実施する。なお、対策の効果と県民生活及び県民経済への影響とのバランスを踏まえ、状況に応じてこれらの対策を緩和することも考えられる。

イ 県は、患者数の増加に伴い、地域における医療提供体制への負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況においては、特措法第45条に基づく外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等などのピークを抑制するための対策を実施する。なお、学校の臨時休業や施設の使用制限等の要請等は、対策解除後にかえって患者数が増加する等のリスクがあることに留意して、制限期間経過後の延長ないし対策について、的確に評価を行い、判断する。

## 第4章 外出自粛要請・施設の使用制限等の要請等

### 1 外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等の概要

新型インフルエンザ等が発生した場合、その病原性は様々であり、季節性インフルエンザ程度の病原性の場合も考えられるが、万一国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生するなど特措法に定める要件に該当する場合には、国は、緊急事態宣言を行い、基本的対処方針により、外出自粛要請や施設の使用制限等の要請等に関する特措法第45条の運用について定める。

なお、外出自粛等の要請・施設の使用制限等の要請等は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を柔軟に行う。

#### (1) 外出自粛等の要請

ア 県知事は、県内に緊急事態宣言がされている場合において、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請する。

イ 外出自粛等の要請の対象とならない外出としては、具体的には、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活の維持のために必要なものが考えられる。

#### (2) 施設の使用制限等の要請等

県知事は、県内に緊急事態宣言がされている場合において、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止の措置を講ずるよう要請することができる。

また、同条第3項に基づき、正当な理由がないのに要請に応じないときは、県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。

なお、県知事は、同条第4項に基づき、要請・指示を行ったときは、要請等が行われたことを知らないままに要請等がなされた施設に来訪することのないように、その旨を

公表する。

## 2 「外出自粛等の要請」及び「施設の使用制限等の要請等」の期間及び区域の考え方

不要不急の外出の自粛等の要請（第45条第1項）及び施設の使用制限等の要請等（同条第2項及び第3項）を行う期間及び区域は、同様の考え方で一体的に運用する。

### （1）期間の考え方について

ア 特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出の自粛等の要請及び特措法第45条第2項等に基づく施設の使用制限等の要請等の期間については「新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間」を考慮して、国は、まん延防止のために効果があると考えられる期間を、基本的対処方針で示す。

イ 現時点で、将来発生する新型インフルエンザ等の「潜伏期間や治癒までの期間」を予測することは困難である。このため、国が基本的対処方針で示す期間は、発生時に、その時点の知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を踏まえて決定する。  
※新型インフルエンザについては、季節性インフルエンザの潜伏期間が2～5日間、発症から治癒までの期間がおおむね7日間程度であることを踏まえ、おおむね1～2週間程度の期間となることが想定される。ただし、発生した新型インフルエンザ等の特性及び医療提供能力の状況により、1週間単位で延長することも想定される。

ウ 基本的対処方針で示された期間を踏まえ、県内に緊急事態宣言がされている場合において県知事は、地域の状況を踏まえ、期間を決定の上、「外出自粛等の要請」及び「施設の使用制限等の要請等」を行う。

### （2）区域の考え方について

ア 第45条第1項に基づく不要不急の外出の自粛等の要請を実施する区域については、県内に緊急事態宣言がされている場合において県知事が、新型インフルエンザ等の「発生の状況を考慮」して、まん延防止のために効果があると考えられる区域を定める。  
特措法第45条第2項に基づく要請を行う施設の対象区域についても一体的に考える。

イ 区域については、発生時に、国の基本的対処方針により、人の移動の実態（鉄道網、通勤・通学圏、商業圏域等）等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが想定される。

ウ 国の基本的対処方針で示された区域の考え方を踏まえ、県知事は、地域の実情を踏まえ、区域を決定の上、当該区域の住民に対し不要不急の外出の自粛等の要請を行う。

## 3 施設の使用制限等の要請等の運用

（1）施設の使用制限等の要請等の運用の在り方は、国の基本的対処方針で示されるが、新型インフルエンザ等に関する研究や、公衆衛生学の知見、国民生活や国民経済に与える影響を踏まえて、施設の類型ごとに運用する必要があり、その基本的な在り方は以下のとおりである。

県内に緊急事態宣言がされている場合において県知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に掲げる施設（以下の施設）のうち、

ア (ア)、(イ)の施設については、感染のリスクが高く、その地域の感染拡大の原因とな

る可能性が高いことを勘案し、積極的に特措法第 45 条第 1 項に基づき施設の使用制限等の要請を行う。

イ (ウ)～(ス)の施設であって延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>超のものについては、その営業の自由や国民生活への影響を考慮し、柔軟に対応することとし、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行う。

ウ (ウ)～(ス)の施設であって 1,000 m<sup>2</sup>以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第 11 条第 1 項第 14 号に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、国が基本的対処方針を改め、特措法第 45 条に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。

なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いた上で判断する。

(ア) 学校 ((ウ)に掲げるものを除く。)

(イ) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(ウ) 大学、専修学校 (高等課程を置く専修学校を除く。)、各種学校その他これらに類する教育施設

(エ) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(オ) 集会場又は公会堂

(カ) 展示場

(キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するため必要な物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)

(ク) ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)

(ケ) 体育館、水泳場、ポーリング場、スケート場その他これらに類する運動施設又は遊技場

(コ) 博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館

(カ) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

(シ) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

(ス) 自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する学習支援業を営む施設

※(ア)、(イ)の具体的な対象施設については別紙参照。

※(ウ)～(ス)の施設については、1,000 m<sup>2</sup>超の施設が対象。

(2) 特措法第 45 条第 2 項に基づく要請を行う場合、国は基本的対処方針において柔軟な対応として、施設の使用制限等の措置のほか以下のような対策を講じていくことも検討する。例えば、博物館など、入場者数制限を行うことにより人と人との接触を避けることができる施設については、基本的対処方針を踏まえ、施設の利用実態も考慮し、特措法

施行令第12条で定める使用制限以外の以下の柔軟な対応を検討する。

- ア 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- イ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ウ 手指の消毒設備の設置
- エ 施設の消毒
- オ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- カ 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

- (3) また、(ウ)～(ス)の施設については、特措法第45条第2項の要請の前に、特措法第24条第9項の任意の協力要請を行うが、その要請内容は、特措法第45条第2項の措置を参考に基本的対処方針において示すこととする。なお、特措法第24条第9項の任意の要請は、施設の公表等は行われなない一般的な要請である。

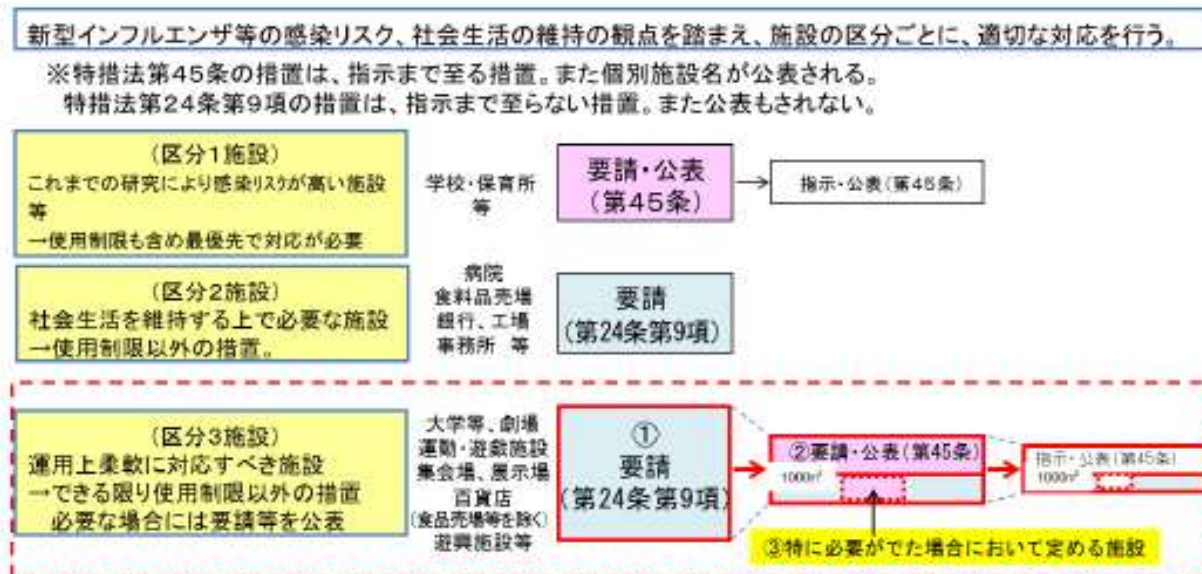
(ウ)から(ス)の施設に対する要請から指示の流れについては、以下のとおりである。

- ア 第一段階として、特措法第24条第9項による協力の要請を、施設のカテゴリーごとに全ての規模を対象に行う。要請の具体的な内容としては、入場者の制限や消毒設備の設置等特措法第45条第2項に定める使用制限以外の柔軟な措置を参考にした要請を行い、場合によっては施設の一時的休業の要請を行う。要請の際、要請に応じない場合、特措法第45条の要請・公表を行うことがあることを併せて周知する。
- イ 第二段階として、第24条第9項による協力の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(1,000㎡超の施設)に対してのみ限定的に特措法第45条第2項による要請を個別に行い、その旨を公表する。なお、対象外となる1,000㎡以下の施設については、原則として特措法第24条第9項による任意の協力要請により対応し、特に必要がある場合には、厚生労働大臣が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特措法第45条による要請を行えるようにする。
- ウ 第三段階として、正当な理由なく特措法第45条第2項による要請に応じない場合には、特措法第45条第3項による指示を行うとともに、その旨を公表する。

- (4) さらに県内で緊急事態宣言がされている場合、県知事は、上記(ア)～(ス)以外の以下の施設等についても、特措法施行令第12条で定める使用制限以外の対応を参考に、基本的対処方針を踏まえ、手指の消毒設備の設置、入場者数の制限等の特措法第24条第9項による協力の要請を行う。

- ア 病院又は診療所
- イ 卸売市場、食料品売場
- ウ 飲食店、料理店
- エ ホテル又は旅館
- オ 寄宿舎又は下宿
- カ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

- キ 工場
- ク 銀行
- ケ 事務所
- コ 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
- サ 公衆浴場
- シ 政令で定める施設であって、1,000㎡以下の施設  
 (ア)、イ)及び特措法施行令第11条第3項に基づき、厚生労働大臣が例外的に定めた  
 カテゴリーの施設を除く。)



(5) なお、県は、新型インフルエンザ等発生時に施設の使用制限等の要請等を円滑に行うため、未発生期において、関係者への周知に努める。

(6) 地域全体での保育施設等の臨時休業時における対応については、以下のとおり考えられる。

ア 新型インフルエンザ等流行時で、地域全体での学校・保育施設等の臨時休業をとる場合、乳幼児・児童等については、基本的には、保護者が自宅で付き添うこととなるが、事業所が策定する業務継続計画においては、このための欠勤についても見込むことが求められる

イ 勤務等の都合により保護者が自宅で乳幼児・児童に付き添えない場合については、可能な範囲で、ファミリー・サポート・センター事業を活用することも考えられる。

院内保育施設や、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の事業所内保育事業については、臨時休業の例外として対応することも考えられるが、医療提供者やその他の特定接種対象者が養育する児童等を預かる保育所等の確保方法については、今後厚生労働省が関係省庁、県及び市町と連携しながら検討する。

また、仕事等の都合で、どうしても乳幼児・児童に付き添えない保護者も一定数存在することも見込まれることから、十分な集団感染対策を講じた上での一部保育施設の部分的開所について認めるが、感染対策そのものの効果が減少する可能性があるこ

と等を考慮する。

ウ 通所介護事業所等の休業については、自宅での家族等による付き添いのほか、必要性の高い要介護者等については訪問介護等を活用して対応する。

事業所が策定する業務継続計画においては、家族等による付き添いの場合の欠勤についても見込むことが求められる。



施設使用制限の要請等の対象である(ア)、(イ)の施設一覧

	施設の種類	根拠規定
a学校(にに掲げるものを除く。)		
1	幼稚園	学校教育法第1条
2	小学校	学校教育法第1条
3	中学校	学校教育法第1条
4	高等学校	学校教育法第1条
5	中等教育学校	学校教育法第1条
6	特別支援学校	学校教育法第1条
7	高等専門学校	学校教育法第1条
8	専修学校(高等課程に限る。)	学校教育法第124条
9	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)		
1	生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2	短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3	重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4	自立訓練(機能訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
5	自立訓練(生活訓練)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
6	就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
7	就労継続支援(A型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
8	就労継続支援(B型)事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項
9	児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第2項
10	医療型児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2第3項
11	放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2第4項
12	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
13	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
14	盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
15	日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害府県福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
16	通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
17	通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
18	短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
19	短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
20	特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第11項
21	認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第17項
22	小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
23	認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第19項
24	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条第20項
25	複合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第22項
26	介護予防通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
27	介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第8項
28	介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第9項
29	介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第10項
30	介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
31	介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第16項
32	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設	介護保険法第8条の2第17項
33	地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
34	老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
35	老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
36	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
37	複合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
38	老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
39	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
40	授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
41	ホームレス自立支援センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条
42	放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
43	保育所	児童福祉法第39条
44	児童館	児童福祉法第40条
45	認可外保育所	児童福祉法第59条の2
46	母子健康センター	母子保健法第22条